

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目 次		ページ
規 則		
母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局）		31
告 示		
都市計画事業の認可……………（都市環境課）		36
都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）		36
総合振興局告示及び振興局告示		
特定調達契約に係る落札者等の公示……………		36
道教育庁オホーツク教育局告示		
特定調達契約に係る入札の公告……………		36
道警察函館方面本部告示		
特定調達契約に係る落札者等の公示……………		38
規 則		
母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年5月22日 北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道規則第63号		
母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則		
母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号の表修学資金の項イの次に次のように加える。		
	ウ 資金の用途を明らかにした内訳書（別記第3号様式の2。以下「経費内訳書」という。）	
第3条第1項第6号の表技能習得資金の項を次のように改める。		
技能習得資金	ア 知識技能を習得していることを証する書類（自動車の運転免許を習得するために貸付けを受けようとする場合は、免許の種類も明ら	
	かとなるものであること。））。ただし、他の資金の添付書類により確認できる場合は、その提出を省略することができる。	
	イ 経費内訳書	
第3条第1項第6号の表修業資金の項イ中「（別記第3号様式の2）」を「（別記第3号様式の3）」に改め、同項ウの次に次のように加える。		
	エ 経費内訳書	
第3条第1項第6号の表就職支度資金の項を次のように改める。		
就職支度資金	ア 就職決定（見込）書の写し	
	イ 経費内訳書	
第3条第1項第6号の表医療介護資金の項ア中「（別記第3号様式の3）」を「（別記第3号様式の4）」に改め、同表生活資金の項エの次に次のように加える。		
	オ 経費内訳書	
第3条第1項第6号の表就学支度資金の項イの次に次のように加え、同号を同項第5号とする。		
	ウ 経費内訳書	
第7条を次のように改める。 （継続貸付けの申請）		
第7条 法第13条第1項第2号及び第3号並びに政令第3条第3号に規定する資金の貸付けを受けた者が翌年度において継続して当該資金の貸付けを受けようとするときは、当該年度の4月末日までに在学証明書又は知識技能を習得していることを証する書類及び経費内訳書を添えて、別記第8号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。		
2 法第13条第3項の規定により修学資金又は修業資金の貸付けを継続して受けようとする者は、政令第5条第2項各号のいずれかに該当する事実を証する書類及び保証人の同意書を添えて、別記第8号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。		
第9条第2項中「申請書を」を「申請書に、経費内訳書を添えて、」に改める。		
第21条第1項中「借主が、」を「借主は、」に改め、「該当する」の次に「事実が生じた」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「借主等」を「借主若しくは連帯借主又は保証人（次号において「借主等」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「同項第4号」を「同項第3号」に改める。		

第22条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「第3条第1項第6号」を「第3条第1項第5号」に改め、同号を同条第5号とする。

第22条の2の表第7条の項中

第7条	を	第7条第1項	に改め、同表第21条第1項第5号の
		第7条第2項	

項中「第21条第1項第5号」を「第21条第1項第4号」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条、第22条関係）

その1（配偶者のない女子の申請用）

母子福祉資金貸付申請書			
年 月 日			
総合振興局長（振興局長） 様			
申請者氏名 印			
母子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
この申請書に記入した事項は、事実と相違ありません。			
貸付金の種類	資 金	貸付金の種類	資 金
申 込 金 額	円（月額 円）	※ 貸 付 額	円（月額 円）
貸 付 期 間		貸 付 期 間	
償 還 方 法 及 び 期 間	月賦 半年賦 年賦 年償還	償 還 方 法 及 び 期 間	月賦 半年賦 年賦 年償還
据 置 期 間	年 月	決定の年度 及 び 番 号	年度第 号
申 請 者	ふりがな氏 名	ふりがな氏 名	性別
	生年月日	生年月日	
	住 所	住 所	

請 求 者	電話番号		童 又 は 子	電話番号			
	職 業			続 柄			
	勤 務 先	名称		修 学 先 等	名称		
	所在地			所在地			
	電話番号			電話番号			
	在職年数			在籍年数			
配偶者の状況 （死亡の場合は、死亡時点の状況）		氏 名	年齢	住 所	法律婚又は 事実婚の別	死亡、離婚、遺棄、海外在留、法令による拘禁又は精神若しくは身体の障害の別及び当該事由の発生日	
家 族 の 状 況		続柄	氏 名	年齢	勤務先の名称 及び 所 在 地	収入（月収）	備考
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
保証人の状況		氏 名		生 年 月 日			
		住 所		申請者との 関 係			
		居 住 年 数					
		勤 務 先	名 称	収入（月収）			
		住 所		他の債務等 の保証の引 受状況	・有 名称（ ） 金額（ 円） ・無		
	電話番号						
	在職年数						

貸付けを受けようとする理由							
貸付金の使途							
返済の財源							
他の借入金（奨学金を含む。）の状況	借入金の種類						
	借入金額	円					
	借入年月日						
	未償還額	円（うち、申請日時点の滞納額 円）					
	償還完了予定年月日						
他の滞納状況	各種租税	名称：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
		名称：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
		名称：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
	公共料金	種類：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
		種類：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
		種類：	滞納額：	円	納付予定：	年	月
児童扶養手当認定状況備考	認定年月日			年	月	日	
記号番号			第	号			
上記の借入れについて、連帯して債務を負担します。							
年 月 日							
総合振興局長（振興局長）様							
連帯保証人氏名 印							

注1 虚偽の申請を行った場合は、貸付けをやめる場合があります。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 「貸付金の種類」欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。

4 「貸付期間」欄には、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

5 「償還方法及び期間」欄には、希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。

6 「申請者」欄には、現に児童を扶養している配偶者のない女子又は寡婦等について記入すること。

7 「児童又は子」欄には、現に配偶者のない女子に扶養されている児童について修学資金、修業資金、就職支度資金若しくは就学支度資金を借り受けようとする場合又は現に寡婦等に扶養されている子について修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金若しくは結婚資金を借り受けようとする場合に記入すること。

なお、「修学先等」欄には、修学先、就職先又は就学先を記入すること。

8 「家族の状況」欄には、申請者及び申請者が扶養している児童、子その他の同居している者について記入すること。

9 「他の借入金（奨学金を含む。）の状況」欄には、他の借入先からの借入金及び母子及び寡婦福祉法による他の貸付金の借入れの状況について記入することとし、記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付すること。

10 配偶者が精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている場合又は申請者が配偶者から遺棄されている女子の場合には、その事実を証する書類を添付すること。ただし、申請者が配偶者から遺棄されている女子の場合には、児童扶養手当証書の写し等によりこれに代えることができる。

11 申請者が配偶者の生死が明らかでない女子の場合又は配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため申請者がその扶養を受けることができない女子の場合には、その事実を証する官公署の発行する書類を添付すること。ただし、児童扶養手当証書の写し等によりこれに代えることができる。

その2（児童（20歳以上の者を含む。）の申請用）

母子福祉資金貸付申請書 寡婦									
年 月 日									
総合振興局長（振興局長）様									
申請者氏名 印									
母子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。									
この申請書に記入した事項は、事実と相違ありません。									
貸付金の種類	資 金			※ 決 定	貸付金の種類	資 金			
申 込 金 額	円（月額 円）				貸 付 額	円（月額 円）			
貸 付 期 間					貸 付 期 間				
償 還 方 法 及 び 期 間	月賦 半年賦 年賦 年償還				償 還 方 法 及 び 期 間	月賦 半年賦 年賦 年償還			
据 置 期 間	年 月				決 定 の 年 度 及 び 番 号	年度第 号			
氏 名	ふりがな			氏 名	ふりがな		性別		

申請者	生年月日				児童を扶養している者	生年月日					
	住 所					住 所					
	電話番号					電話番号					
	職 業					続 柄					
	修学先等	名称				勤 務 先	名称				
		所在地					所在地				
		電話番号					電話番号				
		在籍年数					在職年数				
	父 母 の 状 況 (死亡の場合は、死亡時点の状況)		氏 名	年 齢		住 所	法律婚又は事実婚の別		死亡、離婚、遺棄、海外在留、法令による拘禁又は精神若しくは身体の障害の別及び当該事由の発生年月日		
家 族 の 状 況		続柄	氏 名	年 齢	勤 務 先 の 名 称 及 び 所 在 地		収入 (月収)	備考			
								円			
								円			
								円			
								円			
								円			
								円			
								円			
		氏 名		生 年 月 日							
		住 所		申請者との関係							
		居 住 年 数		収入 (月収)							
		名 称									

保証人の状況	勤務先	住 所		他の債務等の保証の引受状況	・有 名称 () 金額 (円) ・無	
		電話番号				
		在職年数				
貸付けを受けようとする理由						
貸付金の使途						
返済の財源						
他の借入金 (奨学金を含む。)の状況	借 入 金 の 種 類					
	借 入 金 額		円			
	借 入 年 月 日					
	未 償 還 額		円 (うち、申請日時点の滞納額 円)			
	償還完了予定年月日					
	借 入 先					
保 証 人 の 滞 納 状 況	各種租税	名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
	公共料金	種類:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		種類:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		種類:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
	そ の 他	名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
		名称:	滞納額:	円	納付予定:	年 月
児童扶養手当	認定年月日	年 月 日				
認 定 状 況	記 号 番 号	第 号				
備 考						
上記の借入れについて、連帯して債務を負担します。						
年 月 日						
総合振興局長 (振興局長) 様						
連帯保証人氏名 印						
(法定代理人の同意)						
申請者 の資金の借入れについて、同意します。						
なお、貸付けが行われた際は、確実に貸付けの目的のために使用させます。						

年 月 日
総合振興局長（振興局長） 様
氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
法定代理人
住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

- 注1 虚偽の申請を行った場合は、貸付けをやめる場合があります。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 「貸付金の種類」欄には、借り受けようとする資金の名称を記入すること。
- 4 「貸付期間」欄には、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
- 5 「償還方法及び期間」欄には、希望するものを○で囲み、償還期間を記入すること。
- 6 「申請者」欄には、貸付けを受ける児童又は子の氏名を記入すること。
なお、「修学先等」欄には、修学先、就職先又は就学先を記入すること。
- 7 「家族の状況」欄には、当該児童及びその他同居している者について記入すること（児童福祉施設に入所している場合には、その施設名を備考欄に記入すること。）。
- 8 「他の借入金（奨学金を含む。）の状況」欄には、他の借入先からの借入金及び母子及び寡婦福祉法による他の貸付金の借入れの状況について記入することとし、記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付すること。
- 9 申請者である児童を扶養する女子の配偶者が精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている場合又は当該女子が配偶者から遺棄されている場合には、その事実を証する書類を添付すること。ただし、当該女子が配偶者から遺棄されている場合には、児童扶養手当証書の写し等によりこれに代えることができる。
- 10 申請者である児童を扶養する女子の配偶者の生死が明らかでない場合又は当該女子の配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため当該女子がその扶養を受けることができない場合には、その事実を証する官公署の発行する書類を添付すること。ただし、児童扶養手当証書の写し等によりこれに代えることができる。

別記第1号様式の2を削る。

別記第3号様式の3を別記第3号様式の4とし、別記第3号様式の2を別記第3号様式の3とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2（第3条、第7条、第9条、第22条の2関係）
（ ）資金に係る経費内訳書

住 所	修学先、修業先、
-----	----------

借 主	就 職 先 又 は 就 学 先 (学年：)
連帯保証人	
連 帯 借 主	

経 費 名	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計 ①	円

- 注1 経費名は、できるだけ具体的に記載すること。
- 2 経費の積算根拠となる書類（請求書等）を添付すること。
- 3 就職支度資金を申請する場合で自動車の購入に係る資金の貸付けを受けるときは、その見積書等を添付すること。

生活保護扶助費 円 ②

自己資金及び他の貸付制度等からの援助金 円 ③

① - ② - ③ = 今回貸付必要額 円 ④

貸付限度額 円 ⑤

貸付申請額（④か⑤のいずれか少ない方の額） 円

別記第8号様式末尾欄外注1の事項中「継続履修証明書」を「知識技能を習得していることを証する書類及び資金の使途を明らかにした内訳書（別記第3号様式の2）」に改める。
別記第9号様式末尾欄外に注の事項として次のように加える。

注 資金の使途を明らかにした内訳書（別記第3号様式の2）を添付すること。

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示		平成24年 5月22日 オホーツク総合振興局長 有 好 利 典	
北海道告示第358号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成24年 5月22日 北海道知事 高 橋 はるみ		1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) デジタルカラー複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） (2) 調達台数及び調達予定数量 1台 モノクロモード 8,600枚（1月当たり） カラーモード 1,300枚（1月当たり） カラープリントモード 1,400枚（1月当たり）	
1(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・2・616号屯田・茨戸通（西茨戸工区）） (3) 事業施行期間 平成24年 5月22日から平成34年 3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 札幌市北区西茨戸、西茨戸6条1丁目、東茨戸1条1丁目及び篠路10条1丁目地内		2 落札を決定した日 平成24年 5月 8日	
2(1) 施 行 者 の 名 称 恵庭市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 千歳恵庭圏都市計画道路事業（3・4・134号恵み野駅通） (3) 事業施行期間 平成24年 5月22日から平成27年 3月31日まで (4) 事業地（収用の部分） 恵庭市西島松及び南島松		3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社小柳中央堂 (2) 住 所 北見市卸町1丁目5番地1	
北海道告示第359号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成24年 5月22日 北海道知事 高 橋 はるみ		4 落札金額 基本料金 25,000円 複写料金 モノクロ 5,000枚まで 4.50円 5,001枚以上 4.00円 カラーモード 1,000枚まで 24.00円 1,001枚以上 22.00円 カラープリントモード 1,000枚まで 22.00円 1,001枚以上 20.00円	
1 施 行 者 の 名 称 士別市 2 都市計画事業の種類及び名称 士別都市計画道路事業（3・5・15号西広通） 3 事業施行期間 平成22年 5月28日から平成29年 3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 平成22年 5月28日付け北海道告示第436号の事業地に士別市西5条6丁目、西5条7丁目、西5条8丁目及び西5条9丁目を加える。		5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
総合振興局告示及び振興局告示		6 一般競争入札の公告 平成24年 3月27日付け北海道オホーツク総合振興局告示第47号	
北海道オホーツク総合振興局告示第58号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局東部森林室管理課 (2) 所在地 北見市青葉町2番10号	
北海道教育庁オホーツク教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する		道教育庁オホーツク教育局告示	

協定の適用を受ける。

平成24年5月22日

北海道教育庁オホーツク教育局長 西 崎 毅

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その１（ＪＩＳ １種２号）（網走養護学校）	159,331リットル
イ	A重油その２（ＪＩＳ １種２号）（紋別養護学校ひまわり学園分校）	35,666リットル
ウ	A重油その３（ＪＩＳ １種２号）（紋別養護学校）	110,196リットル
エ	A重油その４（ＪＩＳ １種２号）（紋別高等養護学校）	166,661リットル

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 契 約 期 間 契約締結の日から平成25年5月31日まで

(3) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項による石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年5月22日（火）から同年6月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のア及びイ 平成24年7月2日（月）午前9時30分

イ 1の(1)のウ及びエ 平成24年7月2日（月）午前10時30分

（送付による場合は、同年6月29日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 A重油 802,292リットル

(2) 予 定 時 期 平成24年9月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ
(<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目

電話番号 0152-41-0786

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 159,331 liter
- b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 35,666 liter
- c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 110,196 liter
- d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 166,661 liter

B Bid tendering date and time :

- a a,b 9 : 30 A.M., July 2, 2012
- b c,d 10 : 30 A.M., July 2, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 29, 2012)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, Kita 7, Abashiri, 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0786

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第46号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年5月22日

北海道警察函館方面本部長 松 尾 健 弘

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 6型カードベース 300枚×3入 85箱
- (2) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種 38箱
- (3) 6型プリンタヘッド 14個
- (4) 吸気フィルター 大 12個
- (5) 吸気フィルター 小 12個
- (6) 搬送ローラー 44個
- (7) ヒートローラー 上 8個
- (8) ヒートローラー 下 8個
- (9) D U プッシュ付ブラケットハウジング 2個組 8組
- (10) ロールロアピンチローラー 8個
- (11) E X I T ロローラー 2本組 8組
- (12) ハロゲンランプ 8個
- (13) 温度センサー 8個

- (14) 複写用真空パッド 3個組 4組

2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月21日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社D N P アイデューシステム
- (2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 1箱当たりの単価 470,700円
- (2) 1箱当たりの単価 140,000円
- (3) 1個当たりの単価 130,000円
- (4) 1個当たりの単価 9,000円
- (5) 1個当たりの単価 5,500円
- (6) 1個当たりの単価 1,400円
- (7) 1個当たりの単価 23,000円
- (8) 1個当たりの単価 18,000円
- (9) 1組当たりの単価 14,400円
- (10) 1個当たりの単価 21,500円
- (11) 1組当たりの単価 22,800円
- (12) 1個当たりの単価 10,500円
- (13) 1個当たりの単価 5,000円
- (14) 1組当たりの単価 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察函館方面本部会計課
- (2) 所在地 函館市五稜郭町15-5